

呉市国民健康保険診療所設置条例（平成17年3月18日条例第31号）

最終改正:平成21年12月25日条例第37号

改正内容:平成21年12月25日条例第37号 [平成21年12月25日]

○呉市国民健康保険診療所設置条例

平成17年3月18日条例第31号

改正

平成18年3月30日条例第19号
平成20年3月25日条例第11号
平成20年6月27日条例第29号
平成21年12月25日条例第37号

呉市国民健康保険診療所設置条例

(目的及び設置)

第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第1項に規定する目的を達成するため、次のとおり呉市国民健康保険診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

名称	位置
呉市国民健康保険音戸診療所	呉市音戸町高須3丁目7番15号
呉市国民健康保険安浦診療所	呉市安浦町安登西6丁目1番39号

(診療等)

第2条 診療所は、呉市国民健康保険の被保険者に対し、次に掲げる診療を行うものとする。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により医療扶助を受けている者、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)その他の法令の規定に基づき組織する共済組合の組合員及び被扶養者その他の者に対しても診療を行うことができる。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 療養指導及び各種疾病的予防
- (6) 入院その他の市長が特に必要と認める診療

2 診療所は、前項各号に掲げる診療のほか、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条に規定する被保険者に対して、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導
 - (2) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導
- (指定管理者による管理)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に市長が指定する診療所(以下「指定診療所」という。)の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に指定診療所の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定により申請をした者のうち、次に掲げる基準に最も適合していると認められる者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が指定診療所を利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が指定診療所の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を実行して行う能力を有している者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、診療所の設置の目的を達成するために十分な能力を有している者であること。

2 指定管理者は、営利を目的としない法人でなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定診療所の施設の維持及び管理に関する業務
 - (2) 第2条の規定による診療等に関する業務
 - (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い指定診療所の管理を行わなければならない。
(個人情報等の取扱い)

第8条 指定管理者は、個人情報その他の業務上知り得た秘密(以下「個人情報等」という。)の漏えいの防止及び個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(使用料の額)

第9条 診療所を利用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 診療に係る使用料 健康保険法第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額及び同法第85条第2項の規定により算定した入院時食事療養費の額又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額及び同法第74条第2項の規定により算定した入院時食事療養費の額

(2) 指定居宅サービスに係る使用料 介護保険法第41条第4項の規定により算定した額

(3) 指定介護予防サービスに係る使用料 介護保険法第53条第2項の規定により算定した額

(4) 特別室料 1日につき8,000円を超えない範囲内において規則で定める額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる診療については、それぞれ当該各号に定める額を使用料の額とする。

(1) 国民健康保険組合その他の団体との間の診療契約に基づく診療 当該診療契約に基づく額

(2) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受ける者の診療 前項第1号の規定の例により算定した額に100分の150を超えない範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額

(3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の適用を受ける者の診療 前項第1号の規定の例により算定した額に100分の115を超えない範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額

(4) 健康保険法その他の医療保険に関する法令の適用を受けない診療 前項第1号の規定の例により算定した額

3 前2項の使用料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税を課すこととされる使用料については、それぞれ当該使用料の額に消費税額及び地方消費税額の合計額(その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加えて得た額を当該使用料の額とする。

(手数料の額)

第10条 次の各号に掲げる文書の発行又は検査に係る手数料の額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 診断書 1通につき5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 死体検案書 1通につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(3) その他証明書等 1通につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(4) 受託試験検査 健康保険法その他の法令に基づき算定する検査料、薬価等の算定方法の例により算定した額

2 前項の規定による手数料については、それぞれ当該手数料の額に消費税額及び地方消費税額の合計額(その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加えて得た額を当該手数料の額とする。

(使用料等の納付)

第11条 前2条に規定する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)は、その都度、市長に対して納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第12条 市長が特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(利用料金の支払等)

第13条 第11条の規定にかかわらず、指定診療所の管理を指定管理者に行わせる場合は、同条の規定により市長に納付するべき使用料等(第9条に規定する使用料に限る。)については利用料金として指定管理者に支払わなければならない。

2 前項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)の額は、第9条に規定する使用料の額と同額とする。

3 利用料金は、その都度、指定管理者に対して支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

5 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

(損害賠償)

第14条 指定管理者又は診療所を利用する者は、診療所の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。

付 則(平成18年3月30日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月25日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年6月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年12月25日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。